

自動車運転 再開支援

Teraoka Memorial Hospital



寺岡記念病院

目次

- 1.はじめに
- 2.病気や障害のある方の自動車運転免許制度
- 3.各病気の判断基準
- 4.運転免許に必要な運転能力
- 5.当院の運転評価
- 6.専門職評価
- 7.運転に特化した評価
- 8.診断書作成
- 9.安全運転相談
- 10.自主返納制度のご案内
- 11.自動車以外の移動手段
- 12.よくある質問

1.はじめに

病気やケガをされた方が運転を再開する際の手続きをご存知でしょうか？

脳にダメージを受けることにより、安全な運転を行う際に必要な「認知・予測・判断・操作」のいずれかに支障が生じている可能性があります。

しかし、自動車運転再開に対するニーズは高く、その可否はその方らしい暮らし・社会参加に大きな影響を与えるものとなっています。

このパンフレットは、運転免許取得後に病気やケガをされた方の自動車運転に関する情報を載せています。

今後の自動車運転再開を望まれる方々の一助になればうれしく思います。



2. 病気や障害のある方の自動車運転免許制度

運転に影響のある病気(一定の症状を呈する病気等)の場合は必要な手続きを行わないと法令違反に問われる可能性があるため、自動車運転等の再開に関しては、主治医と相談をして進めることが推奨されています。

一定の症状を呈する病気等



- | | |
|------------|--------------------------------|
| 1 統合失調症 | 6 重度の眠気症状を呈する睡眠障害 |
| 2 てんかん | 7 その他の精神障害 |
| 3 再発性の失神 | 8 脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作) |
| 4 無自覚性の低血糖 | 9 認知症 |
| 5 そううつ病 | 10 アルコールの中毒者 |

※脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等は◎認知症の項目に含まれる。

一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について (通達)
https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/menkyo/menkyo20220314_68.pdf



免許の停止・取消について

上記に該当する方が運転不可と診断された場合、免許は状況に応じて6ヵ月以下の停止(保留)が取消と処分され運転できません。取消から3年以内に症状が改善されれば、技能試験及び学科試験が免除され、再取得の手続き(医師の診断書と臨時適性検査)ができます。そこで、運転可能と判断されれば運転が再開できます。

運転中のリスク

「一定の症状を呈する病気等」の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気の状態で、自動車等を運転し、事故を起こした場合、危険運転致死傷罪に問われることがあります。

免許更新時の注意点

免許の取得・更新時に質問票の提出が義務化されました。虚偽の申告をした場合、下記の罰則があります。

- 1年以下の懲役または30万円以下の罰金。
- 免許再取得時、試験の一部免除制度が適用不可。
- 重大事故を起こした場合、危険運転致死傷罪に問われる可能性がある。
- 任意保険の保険金手続きにおいて不利になる可能性がある。

医師による任意届け出制度

「一定の症状を呈する病気等」に該当するドライバーを診察し、自動車等の運転に支障があると思われる場合、医師が公安委員会に届け出ることができる制度であり、守秘義務違反には問われません。

3. 各病気の判断基準

てんかん

運転に支障が生じるおそれのある発作が2年間ないことが条件。この2年間の中には次のような場合も含まれません。

- 運転に支障が生じるおそれのない発作(意識のある発作など)がある場合



1年以上の経過観察

- 睡眠中に限定された発作がある場合



2年以上の経過観察

※抗てんかん薬の内服の有無は問わない。

注意事項

てんかんのある人は、大型免許と第2種免許の取得は控えてください。

- 運転を主たる職業とする仕事も、お勧めできません。
- 5年以上発作がコントロールされていて服薬も終わっている場合に運転適性があります。

公益社団法人 日本てんかん協会
<https://www.jea-net.jp/epilepsy/drive>



認知症

- アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症



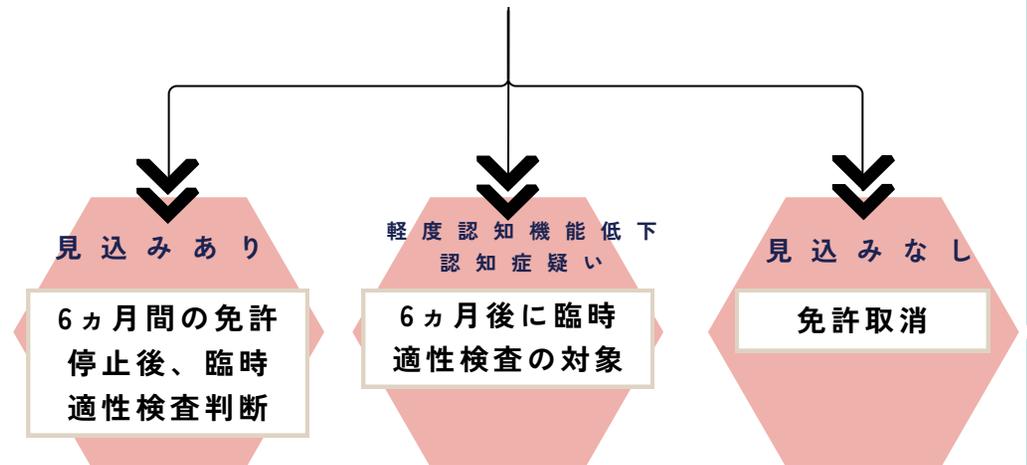
取消・拒否

- その他の認知症(甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等)



医師が「6ヵ月以内に回復の見込みがあるか」を判断

※時間をかけて機能が回復する傾向があるため



一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について (通達)
https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/menkyo/menkyo20220314_68.pdf



4. 運転免許に必要な身体能力

視力・視野

両目で**0.7以上**、かつ片目で**0.3以上**。
※片目0.3以下の場合、他眼の視力が0.7以上、視野が左右150度以上。
※1/4盲以上の視野欠損が確認された方には、当院では運転を控えていただいております。

色彩識別能力

赤・青・黄色が識別できること。

聴力

両聴力が10メートルの距離で90デシベルの警音器音が聞こえること。
※平成24年4月1日より、条件を満たさない場合、ワイドミラー、補助ミラーを設置及び聴覚障害者標識を表示する。

運動能力

運転に支障を及ぼすおそれのある四肢、体幹の障害がないこと、または障害があるが、身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより、運転に支障を及ぼすおそれがない。

警視庁 適性支援の合格基準

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/annai/other/tekisei03.html>



視力、視野および聴力に異常ないし低下が疑われる場合は、他院眼科および耳鼻咽喉科にて検査を受けて頂いた上で外来での評価となります。



5. 当院の運転評価

当院の運転評価のご説明

- 当院での運転支援は、運転を可能にすることを保証するものではなく、結果により運転の中止や免許返納をお勧めすることもあります。
- 運転評価を行うには、ご家族からの同意が必要となります。
- 個々で評価期間が異なる可能性があります。

注意点

- 各段階で改善が難しいと判断した場合は、途中で終了となる場合があります、別の手段の検討・提案をさせていただきます。
- 専門職評価や運転に特化した評価は主治医の診断書に最も必要な情報です。各検査に判定基準がありますので、全力で取り組むようお願いいたします。



当院の運転評価の具体的な手順

運転再開を希望する

支援開始には基準があります

運転支援開始

専門職評価

評価期間：約1週間

運転に特化した評価

評価期間：約2～3日

実車評価

必要な方のみ対象

診断書作成

免許センターへ

安全運転相談へ連絡

安全運転相談実施

6. 専門職評価

評価期間：約1週間



説明・情報収集

運転再開に向けての詳しい説明や情報収集を行います。

- 法制度
- 運転目的、時間、距離
- 支援の流れ
- 運転環境、状況
- 等

身体機能

運転に必要な身体機能の評価を行います。

- 歩行能力
- 上肢機能
- バランス能力
- 下肢機能
- 等



高次脳機能

運転に必要な高次脳機能の評価を行います。検査項目は以下の通り。

- 認知機能の評価
- 注意と処理速度等の評価
- 遂行機能に関する評価
- 半側空間無視の評価
- 構成能力に関する評価

7. 運転に特化した評価

評価期間：約2~3日

脳卒中ドライバースクリーニング検査

- 机の上で行う検査であり、脳卒中患者が安全に運転可能かどうかを予測する。
- 注意、空間認知、非言語性推測能力等から脳卒中ドライバーの運転適性を評価。



検査内容

- ドット抹消
- 方向スクエアマトリックス
- コンパススクエアマトリックス
- 道路標識

簡易シミュレーター検査

高次脳機能障害者や高齢者の自動車運転継続や再開に関する医学的判断を支援する検査。



検査内容

- 認知反応検査
- タイミング検査
- 走行検査
- 注意配分検査

検査時間：約31分

停止車両評価

病院の敷地内で、停止した車両を用いて実際の運転に近い環境の中で評価を行います。



検査内容

- 車両感覚
- 位置感覚
- 距離感覚
- 方向感覚
- アクセル操作
- ブレーキ操作
- ハンドル操作 等

自動車学校での実車評価

- 医師が必要であると判断した場合、実車評価を行います。
- 自動車学校で実際に運転をして能力を確認していきます。
- 自動車学校への移動はご家族での対応となり、病院職員は同行いたしません。
- 繁忙期があるため評価時期を相談する必要があります。
- 別途料金が発生します。



8. 診断書作成



作成にあたって

- 既定の診断書の様式に従い、病状や専門職評価及び運転に特化した評価の結果をもとに医師が作成していきます。
- 診断書の作成に伴い、診察があります。

料金に関して

- 費用は診察・画像検査等の保険診療と別途診断書作成料をご負担いただきます。
- 当院の診断書作成料は8800円(税込)です。

注意事項

- 運転評価の各段階で改善が難しいと判断した場合は、途中で終了となりますが、「現時点での自動車運転再開は困難」という内容の診断書を作成させていただきます。

9. 安全運転相談

診断書を受け取ったら、都道府県警察の免許センター等に設置された安全運転相談窓口に電話をしましょう。



安全相談窓口とは？

高齢運転者、病気や障害のお持ちの方等、運転に不安を覚える方々またはそのご家族等からの相談を、面接や電話により受け付けています。

手順

1.安全運転相談ダイヤル(#8080)にかける

発信場所を管轄する都道府県警察の安全運転相談窓口につながります。つながらない時には最寄りの都道府県警察の安全運転相談窓口の電話に直接電話をしてください。

2.病気の経緯を説明後、手続きの流れを確認する

例)「●月●日に○○の病気になりました。主治医に運転再開について相談をして診断書を作成してもらいました。あとは、公安委員会に相談してくださいと言われたので電話をかけています」

※詳しく入院期間や投薬の有無、現在の動きの様子などを聞かれることもあります。

3.広島県東部免許センターへ診断書を持参する

安全運転相談の受付日時を予約し、診断書を持参する。

広島県東部免許センター

住所 : 福山市瀬戸町山北54番地2

代表電話 : 082-228-0110 (内線)704-262・272(警察本部を經由)

受付日 : 月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

時間 : 8時30分～17時



10. 自主返納制度のご案内

自主返納とは？

身体機能の低下等の理由により、自主的に運転免許を返納する手続きです。自主返納には、以下の手続きがあります。

全部返納

取得しているすべての免許種別を返納するものです。

一部返納

取得している免許のうち、上位の免許種別を返納して、下位の免許種別を残すか、新たに受けるものです。

※詳しくは受付場所にお問い合わせください。

運転免許証の自主返納

申請の条件

- 免許証に記載された住所の都道府県で手続きを行う。
- 運転免許の有効期限内であること。
- 運転免許の停止や取消などの行政処分が予定されていないこと。

※最近、交通事故や交通違反を起こしている場合、事前の問い合わせが必要。

注意事項

- 自主返納を行うと、自動車等の運転はできなくなります。
- 自主返納した運転免許は元に戻すことができません。
- 自主返納後に運転免許を再取得する場合、学科・技能試験は免除されません。

受付場所

- 広島県運転免許センター(広島市佐伯区)1階3番窓口
- 広島県東部運転免許センター(福山市瀬戸町)1階6番窓口
- 県内各警察署の交通課



運転経歴証明書とは？

運転免許の全部返納を行った場合、運転免許証に代わる身分証として「運転経歴証明書」を受け取ることができます。

- 運転免許証の自主返納(申請取消)を行った場合に、それまでの5年間の自動車等の運転に関する証明をするものです。
- 公的な身分証明書として利用できます(交付には手数料がかかります)。
- 有効期限がなく更新の必要はありません。
- 令和元年12月2日から運転免許証の更新を受けなかった人(失効させた人)についても、失効から5年以内の方であれば、それまでの5年間の自動車等の運転に関する経歴を証明する運転経歴証明書を申請することができます。

広島県・各自治体の免許返納者支援事業

- 自動車免許の返納者に対して公共交通手段の割引や、食料品店での割引などの支援を受けることができます。
- 詳細は下記QRコードより広島県のホームページより県内全域および各自治体の実施状況を確認することができます。

免許返納支援事業所一覧(広島県ホームページ)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/menkyo-jisyuhennou-sien.html>



高齢運転者支援サイト

<https://www.zensiren.or.jp/kourei/>



11.自動車以外の移動手段

自力移動

- 徒歩
- セニアカー
- 公共交通機関
- コミュニティバス 等

家族の協力

可能な範囲で家族が送迎。

その他

軽トラックの荷台に商品を積み込んだ移動スーパーがあります。お住いの地域の巡回エリアをご確認ください。

- 移動スーパー 「とくし丸」

<https://www.tenmaya-store.co.jp/tokushimaru/>



- 移動スーパー 「おまかせくん」

<https://www.the-fuji.com/fuji-mobilesuper/>



12.よくある質問

Q1. 運転機能評価が必要な主な疾患は何ですか？

A1. 脳卒中、認知症、てんかん、頭部外傷などの神経疾患が主な対象です。これらの疾患では視覚、運動、認知機能などに障害が生じる可能性があり、安全運転に支障をきたす恐れがあるためです。

Q2. 高次脳機能評価とはどのような内容ですか？

A2. 注意力、判断力、記憶力、視空間認知能力などの脳の高次機能を様々な検査で評価します。ここでの結果が運転に必要な認知機能を反映します。紙面検査や簡易なゲーム課題などを用います。

Q3. 運動機能評価の内容を教えてください。

A3. 上肢と下肢の筋力、協調運動、反射機能、持久力などをリハビリスタッフが詳細に評価します。ブレーキやアクセル操作、方向転換動作などの運転動作が可能かを確認します。

Q4. 視覚機能の評価ではどのようなことを確認しますか？

A4. 視力検査、視野検査、眼球運動検査、色覚検査などを実施します。十分な視覚機能が備わっているかを確認します。一定以上の視野欠損がある場合は運転の許可はできません。

12.よくある質問

Q5. 運転シミュレーターと実車評価とではどのように評価されますか？

A5.シミュレーターでは、リハビリスタッフが様々な状況設定の中で運転操作と反応を詳細に評価できます。

実車評価では、院内でのドライブシミュレーターや停止車両評価では、評価しきれない場合に行われます。実際の道路環境で安全運転が可能かを、自動車学校のスタッフが同乗して当院から評価をお願いしている項目を確認します。

Q6. 運転が不可能と診断された場合、再検査を受けることはできますか？

A6. はい、運転が不可能と診断された後でも、3年以内に症状が改善した場合は再度検査を受けることができます。リハビリテーションなどで機能回復が見込まれる場合は、医師からの再検査の提案もあります。ただし、一定期間経過後に受け付けますので、再検査の時期については主治医にご相談ください。

通常ですと、半年程度の間隔を空けることをお勧めしております。回復の程度によっては運転が許可される可能性がありますので、諦めずにリハビリを続けることが大切です。

免許が取り消されて3年以内に障害の状態が軽減し、運転可の判断ができれば学科試験・技能試験が免除され、免許を再取得することが出来ます(診断書の提出が必要です)。3年の間に障害の状態が良くなることもありますし、ならなかった場合は別の方法をご提案させていただきます。

Q7. 入院中に免許更新時期が近づいていたらどうしたら良いですか？

A7. やむを得ない理由（海外旅行、入院、在監、公安委員会がやむを得ないと認める事情等）があり、失効後6か月以内の手続きでは、必要書類を提出することで免許を取得することは可能です。しかし、手続き内容や必要書類等が更新手続きを異なるため、免許センターへのご相談をお勧めします。

MEMO